

事業者の皆様へ



令和2年
4月1日より



新型コロナウイルス対策特別融資 茅ヶ崎市独自支援で実質無利子化！

対象者は？



神奈川県「新型コロナウイルス対策特別融資」を利用した市内事業者
※令和2年5月31日までに信用保証協会に申込みをした融資までが対象

補給額は？



利子相当額※補給対象上限あり

補給期間は？



3年間

詳細は裏面をご覧ください

趣旨

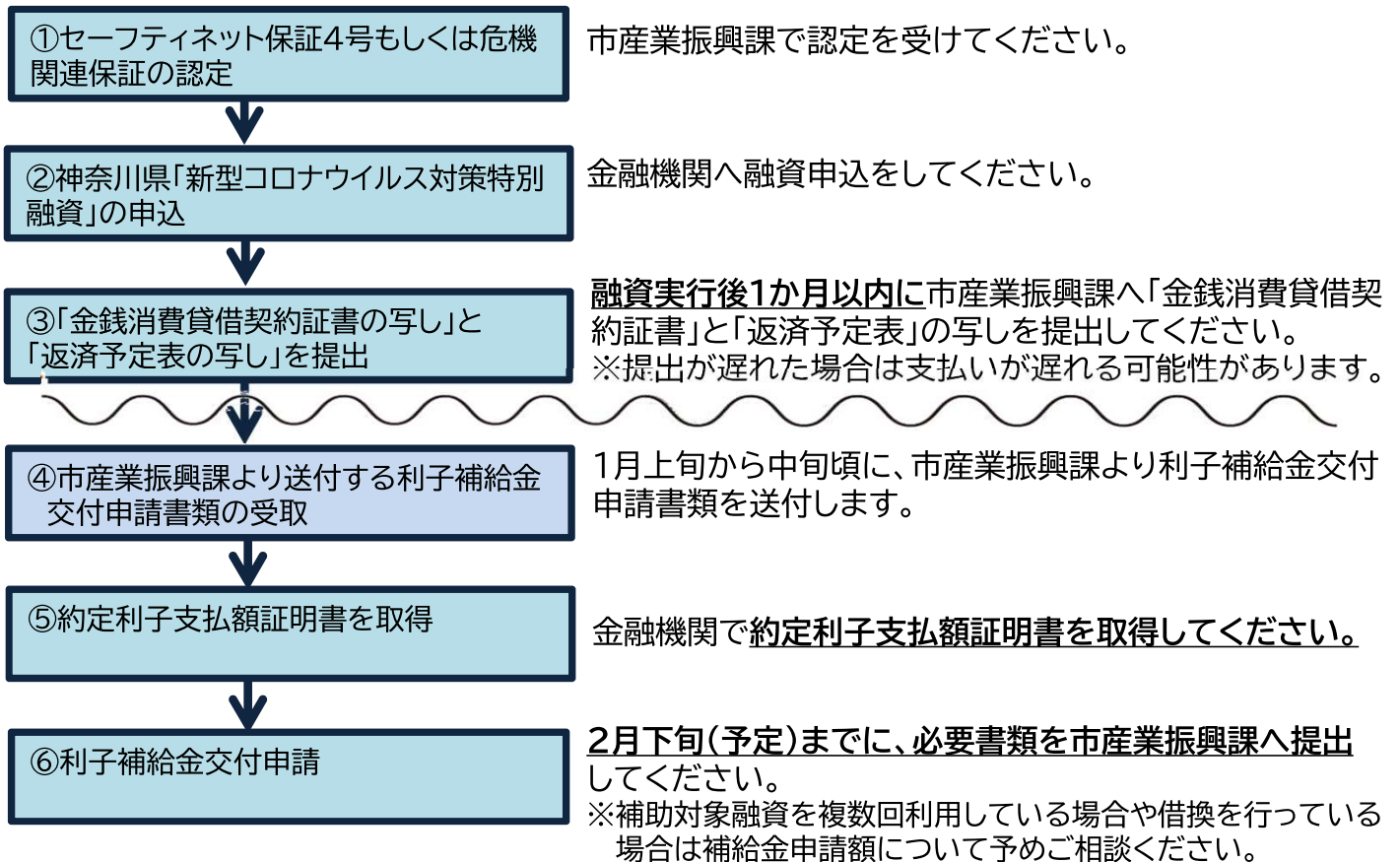
茅ヶ崎市では、新型コロナウイルス感染症の流行により事業活動の影響を受け、業況が特に悪化した中小企業等を支援するため、神奈川県が実施する新型コロナウイルス対策特別融資を受けた茅ヶ崎市内の事業者に対して、利子補給を実施します。

茅ヶ崎市が利子相当分を補給し、神奈川県が信用保証料率を0%とすることで、国と同等程度の支援となり、融資を受けて現在の状況を乗り切ろうとする市内事業者を強力に後押しします。

制度概要

1 適用開始日	令和2年4月1日(水曜日)から
2 補給金額	事業者が負担した利子相当額。 ※補給対象融資限度額3,000万円(セーフティネット保証4号別枠及び危機関連保証別枠の融資合算額。融資額3,000万円超の場合、全体の融資額のうち3,000万円相当分の割合を補助)
3 補給期間	融資の借り入れから3年間(令和2年4月1日以降に支払った利子が対象)
4 補助対象者	茅ヶ崎市において、新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業信用保険法第2条第5項第4号(セーフティネット保証4号)もしくは第2条第6項(危機関連保証)の規定による認定を受け、神奈川県「新型コロナウイルス対策特別融資」を利用した市内事業者 ※信用保証協会に提出する「信用保証委託申込書」の申込日が令和2年5月31日までの当該融資が対象

利子補給交付申請までの流れ(事業者の皆様向け)



【問い合わせ先】 茅ヶ崎市産業振興課 商工業振興担当 電話:0467-82-1111